

弁護士法人大江橋法律事務所

総合力に裏打ちされた専門性を結集し、
クライアントとともに社会の急激な変化に立ち向かう
——関連書籍も年明けに刊行予定

総合力と専門性を備えた 骨太な弁護士を育てる

当事務所は、1981年に3名の弁護士によって大阪で設立され、現在は約140名の弁護士が在籍しております。東京・大阪・名古屋・上海に拠点を有し、企業法務と紛争解決の両方に強みを有する充実した対応に加え、グローバルな対応も可能な独自のネットワークを整えております。

行動指針としては「一人ひとりが総合力に裏付けられた専門性を追求する」、「個の力を融合し、我々にしかない価値を創造する」、「クライアントを深く理解し、ともに社会に貢献する」の3つを掲げ、顧客に最適なリーガルサービスを提供するための研鑽を重ねています。各々の案件を解決に導くためには、依頼者の真意を深く理解し、多分野における経験をベースとした専門的かつバランスのとれたアドバイスが必要であると考えからず。

そのため、当事務所の人材育成の特徴は、入り口の段階で専門を決めるのではなく、さまざまな分野を経験し、一人前の弁護士といえるようになってから専門を選択し、その分野を深く追求する仕組みを取り入れています。

コロナ禍での株主総会対応

新型コロナ拡大期において喫緊の課題となったのは、定時株主総会への対応です。多くの上場企業が決算・監査が遅れるなかで、総会を開催しなければなりません。いかに出席株主の人数を絞るか、滞在時間を短縮するかを考えながら、一方で株

主の満足度を下げないための方策も考えなければなりません。そのため、事前質問を集めることや総会をウェブ公開するを行いました。決算・監査が終了する時期がわからず、これまで想定していなかった複数のシナリオを同時並行で検討する必要にも迫られました。

経産省から実施ガイドが出されていたバーチャル株主総会については、実際に検討した上場企業はごく少数にとどまったようです。本年は決算で精一杯で時間的余裕もなく、今までどおりに開催されたと思いますが、システム障害に対するリスクが改善され、実施事例が増えてくれば、来年以降はバーチャル総会を採用する会社も増えるのではないのでしょうか。コロナが1つの契機となり、多くの企業で総会運営のあり方が再検討されているようです。

コロナ不況と会社法実務

コロナによる消費の縮小、景気の減速によるインパクトは非常に重大です。事業再生と組み合わせたM&A取引が増えておりますし、事業再構築やポートフォリオの入れ替えのために上場廃止を検討する相談もあります。ポストコロナにフィットしない事業の売却を検討したり、買収後に別の形態を予定するM&Aも足元で増えてきているように感じます。多くの経営者の方々が、コロナは一過性のものではないと感じ始めているのではないのでしょうか。

また、コロナによる株安に乗じたアクティビストによる買収を懸念される企業も増えています。世界的にカネ余りが続いているという状況がアクティビストの活動を助長しているようです。

大きな災害で社会が混乱しているとき、従前とら



れてきた伝統的な解釈をそのまま適用すると、不都合が生じる可能性が高くなります。東日本大震災がその典型例です。伝統的な枠組みの「背景」を考慮しながら、それとは異なる結論を出すことをおそれずに、「取れるリスクは何なのか」を考える必要があると思います。

コロナが労働環境を変える

労務分野については、緊急事態宣言が発出されて以降、在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤といった、これまでの日本では一般的でなかった働き方が急速に広まりました。実務が先行し、規制が追いついていくということが起きています。コロナ禍における最適な働き方とは何なのか、これは法律論だけでは解決しません。過去の事例を紐解いても、正しい解にたどり着かないのです。いかに企業が生き残るための方策を考え、そこに法律上の議論をマッチさせるかに今後は知恵を絞っていくことになると思います。

コロナ最盛期には急速に需要がシュリンクした業種において、休業や雇用調整についての相談が非常に多く寄せられました。助成金も次第になくなりますので、企業の体力そのものが問われる時代となります。

コロナ対応を一冊に

コロナという経験は、今後もわれわれの生活、ビ

ジネス活動に大きな影響を与えていくと考えます。「将来、またコロナのような伝染病が発生するかもしれない」という前提のもとで人々が動くようになるからです。

そこで、現段階で考え得る状況を法律面からサポートするため、私たちの経験と研究をもとにコロナ禍における法律対応を『新型コロナウイルスと企業法務』（仮題、商事法務より出版予定）という書籍にまとめることにしました。ウィズおよびポストコロナの時代における、会社法、労働法の問題に加えて、商業不動産、電子契約・電子署名、独占禁止法、情報法の問題など、広範囲の法律を取り扱う書籍とすることを予定しています。発売は2021年初春の予定です。

弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士139名、外国法事務弁護士5名、外国弁護士2名
(2020年11月時点)
代表弁護士: 国谷史朗 (大阪弁護士会)

大阪

〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-3-18
中之島フェスティバルタワー 27階

東京

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル2階

名古屋

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-10
名古屋クロスコートタワー 16階
URL: <https://www.ohebash.com>

大江橋法律事務所

OH-EBASHI

1981年1月「石川・塚本・宮崎法律事務所」設立。83年1月名称を「大江橋法律事務所」に変更。95年7月上海事務所開設。2002年8月「弁護士法人大江橋法律事務所」設立。02年9月東京事務所開設。15年9月名古屋事務所開設。

【過去の主要案件】▽デンソーのシンガポールタックスヘイブン課税処分取消事件▽USJ設立・運営・プロジェクトファイナンス▽楽天対TBS株式買収価格決定申立事件▽ライブドア対ニッポン放送事件▽武田薬品によるナイcomed買収▽リーマン・ブラザーズ日本民事再生申立代理人▽東芝の不適切会計処理の役員責任調査委員会▽ウィルコム事業再生ADR・会社更生▽各種自動車部品国際カルテル事件▽京都大学IPS細胞ライセンス契約